申請者の方へ

この書類を施設に提出する場合は、必ず封に入れ糊付けし、封筒に児童名を記入して提出して下さい。

П		任	
H	日	年.	

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

福島市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または ②年間関訴日料200日未満のいずわかの更供に該当する場合に利用可能が認可外保育施設を含みます。

②年間]開所日数200日末	∹満のいずれかの要件に該当する場合に	利用可能	な認可外保育	i施設を含み	ょます。								
					認定者	5望日	(施設を	利用	開始日	1)		年	月	日
(申 護者)	フリガナ			申請		連	父				_			
	氏名			中間 子ども との続柄		絡	母				_			
	八石		ار س ح			先	()						
子ども	フリガナ			生年月日	3		年	Ē	月	日		市使用	 刊欄	
	氏名			性別		個人	.番号(マ	イナ	ンバー)				
	八 名			男・	女									
3	現住所													
右記の場合は 住所記入		□申請保護者と子どもの住所が違う □住民登録地が別住所 □その他() T			_								
利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。														
利用施設	3名				利用開(予定)					年	i	月	日	
子育てのための施設等利用給付及び地域子ども子育て支援事業に必要な世帯の市町村民税の情報、又は世帯情報を閲覧することに同意します。														
		フリガナ 氏名	申請子どとの続柄		生	年月 F 個	人番号	障害	者手帳			・通学・		
	1		父	男				有	・無					

請 有・無 母 女 2 子ど ŧ 有・無 3 男 • 女 0 保 護 有・無 4 男 • 女 者 及 び 有・無 5 男 • 步 同 居 有・無 者 6 男・女 有・無 男・女 生活保護の適応の有無 日開始) 申請中 有 ひとり親家庭及びそれに類する状況にある場合の理由 離婚 死別 未婚 □その他(DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、 その所在地につながる情報(所在の都道府県または市町村名)を秘匿するこ とが可能ですので、希望される方は右のチェックボックスに記入してください。 (例 ☑) ※希望の場合は「DV・虐待等被害者に係る情報連携記録不開示申出書」の提出が必要となります